

フランス近代大学確立期における 「教授の独立 (l'indépendance des professeurs)」原則の構成

石 村 雅 雄

A Study on the principles of “l'indépendance des professeurs”
in the era of emergence of French modern universities.

ISHIMURA Masao

1. はじめに

一般に、大学の管理・運営を分析、検討していく場合、「大学自治」の原則が尊重される。1983年に高等教育法案が審議された折にも提出側の文相 A. サバリは大学自治の深化を望んでいたとされる。ところが、この法案に強硬に反対した当時の野党議員 P. セラミも法案の反対理由として「我々は大学が可能な限り最大に自治的であってほしいと望んできた」ことを述べ、法案がそれを侵すとしている。このように、高等教育法案の審議中においては、法案の賛成者も反対者もそれぞれの文脈で「大学自治」の保障を主張していた。問題は、「大学自治」の意味内容の多様さにある。では、こうした多様さは何に起因しているのだろうか¹⁾。

現代大学はその形態、中身を近代大学とは大幅に変えている。中でも構成員数の増加は顕著であり、学生を例にとってみると、1886年から1890年の平均学生数が1万7503人だったのに対し²⁾、1981—1982年では実に127万4232人を数えるまでに至っている³⁾。ところが、こうした変化にもかかわらず、現代大学の管理・運営原則の吟味は十分に為されておらず、「大学自治」をはじめとする近代大学の管理・運営原則が、その枠組みだけ導入されている。現代大学の管理・運営をめぐる議論は、そうした枠組みを前提としつつ、その中身の構成について展開されていると把握できる。先述した「大学自治」の多様さはここに起因している。

さて、ではこうした多様さを克服して現代的な管理・運営原則を構築するためにはどうしたらいいだろうか。そのための前提作業としてフランスにおける「大学自治」をめぐるこれまでの議論を整理しておきたい。その論は、大学自治の主体が何であるかということに関わって以下の三つにまとめられる。

まず、第一は、「質 (qualité)」の裏付けがある者としての教授が管理・運営の主体であり、「教授の独立 (l'indépendance des professeurs)」が保障されるべきであるとする古典的な論である。ここにおいては、「大学自治」は「教授の独立」を中心に構成されることとなるが、現代において、そのことは、他の大学構成員の管理・運営上の位置を否定することとはつながっておらず、後述する参加原理と共存していることに注意しておく必要がある。第二の論は、1968年改革の際に主に主張された参加原理に基づくものである。この論においては「教授の地位にある者は、その専門性についての能力のゆえに、自動的に他のことの管理能力をもたねばならない」⁴⁾という一般的理解は排除されるべきものとされ、大学管理・運営については、各構成員が全て同

等に、共同して担うことが主張される。「大学自治」の主体は全ての構成員ということになる。第三の論は、第一の論の現代的展開の末に得られる論であり、1986年12月に廃案となった高等教育法案(いわゆるドゥバケ法案)の中に端的に現れている。そこでは大学の管理・運営の主体は管理・運営機能を専門的に担う者となる。確かに1986年法案では、教授を中心とした各評議会の変化が図られ⁹⁾てはいたが、同時に同法案では「大学自治」の名の下で、各大学予算の独立採算化が促進されている。これに依れば大学の管理・運営機能が以前に比して重要となり、大学独自の管理・運営機能の必然的拡大、各構成員の参加の形骸化がみられることになる。

以上の整理から次のことが明らかになる。つまり、「大学自治」という概念それ自体は現代においてきわめて曖昧なものであり、現代大学の管理・運営原則の究明において、この用語をそのまま分析の中心に据えることは不適當である。据えられるべき概念は、管理・運営の主体に関わるものであるべきで、従来論からすれば、「教授の独立」、「学生参加」等がそれにあたる。このうち、「教授の独立」という原則は、1984年の憲法評議会判決で「憲法原理」としての承認を受けており⁶⁾、1980年の同判決で憲法規範性を否定された参加原理⁷⁾に比して、現代大学の管理・運営を考えて行く上では、その重要性を増している。また、近代大学の管理・運営原則との連続、非連続の関係を検証する上でも「教授の独立」の分析は重要である。なんとすれば、近代大学の管理・運営原則の中心にあったとされるのが「教授の独立」であり、近代大学におけるその内容、思想構造を明らかにすることは、現代大学における管理・運営原則を構築していく際の必要な前提となるためである。

本報告では、「教授の独立」に焦点をあて、フランス近代大学確立において、それがどのような特徴をもった概念として現出したかを明らかにし、もって「教授の独立」の原型的内容を明らかにする。

2. 近代大学確立の課題の構造

フランスの近代大学の直接の原型は以下の機関と捉えることができる。つまり、1795年公教育組織法 (loi sur l'organisation de l'instruction publique) による各種の専門学校 (école special), 1802年公教育一般法 (loi général sur l'instruction publique) による専門学校 (法学12校, 医学5校), そして、こうした専門学校を基礎として作られた⁸⁾、1806年ユニヴェルシテ・アンペリアル設置法 (loi relative à la formation d'une Université impériale) 及び1808年ユニヴェルシテ組織令 (Décret impérial portant organisation de l'Université) によるファキュルテ (faculté)⁹⁾である。但し、こうしたファキュルテはその専門分野によってその性格を異にしていた。神学・法学・医学ファキュルテは、専門家養成を目的とし、国家統制の下での支配階級子弟の閉鎖的エリート養成というべきものであった。これに対し、理学・文学ファキュルテは、リセに付属した専攻科的存在であり、ファキュルテに登録して学習の認定を受けるというような「真の学生」は存在しなかったとされている¹⁰⁾。

こうした機関については、かつての大学が有していた特権はほとんど消滅し、教授を補充する選考は全てコントロールによることになった¹¹⁾。さらに1852年の公教育組織法 (Décret-loi relatif à l'organisation de l'enseignement public) は、共和国大統領によるファキュルテ教授任命権 (第1条)、公教育大臣による教授への、訴願権なしの懲戒権 (免職は除く) (第3条)、高等教育中

中央視学官によるファкультエ査察権(第6条)、大学区長による緊急教授停職権(第8条)、等を規定しこの傾向を助長した¹²⁾。つまり、このような下において、専門学校的ファкультエはその独立を完全に失い、教授の独立も全く認められない状況であった。例えば、1870年の科学アカデミーの集会では「このように組織された大学は我々を絶対的無知に導いてきた。現在においては教授は存在せず、管理が全て」¹³⁾と指摘され、シュツェンベルジェは、1868年に「フランスにおける高等教育のこの衰弱、無気力の探るべき原因は、中央集権的管理にある。それは、この重く疲れきった機構を作りあげている無数の歯車の中に存しており、科学と知性のあらゆる活動と自発性に抵抗する全ての障害である」¹⁴⁾と述べている。教授達はこうした状況の下、自らの地位の向上と大学自治、そして知的に結合された大学を18世紀啓蒙主義によりつつ要求していくこととなっていた。この動きはさらに実証主義から強い影響を受けることとなり、個人の研究と科学的方法論を強調する新たな理念は、専門別に分化していた教授達に共通のアイデンティティをもたらし、統合のシンボルとしての大学という考えを形成した¹⁵⁾。

以上のとおり、近代大学確立の課題は、大学確立の課題と結び付いており、その大学の独立はなかならず教授の独立であった。

こうした課題には次のような社会的状況も看過することはできない。つまり、19世紀中葉においては、フランスにおける産業革命が急速に進展し¹⁶⁾、資本主義の発展がみられている。ここから産業ブルジョア階層が成長し、そこからフランスにおける新しく発展した経済・社会状況に適合した教育の要求や資本主義の発展により分化した国民を再統合するイデオロギー模索、新興ブルジョア階層による高等教育要求等¹⁷⁾から近代大学確立の要請が現出してきた¹⁸⁾。そして、普仏戦争の敗北によりこの要請は強まっていった。こうした19世紀末の大学改革の推進勢力としての産業ブルジョア階級の位置については、19世紀末の改革を経た国家と大学との関係を考察していく上で重要である。

3. 「教授の独立」を中心とした大学自治概念の形成

フランス近代大学を確立した19世紀末の一連の大学改革に強い影響を及ぼした¹⁹⁾のが1878年に設立された高等教育協会(Société de l'enseignement supérieur)であった。これには、著名な大学人、思想家が参加しており、実際に改革を担った公教育省の高等教育局自体も団体会員であり、また、19世紀末大学改革を指導したルイ・リアール、エルネスト・ラヴィスらを輩出した。忘れてならないのは、この協会の資金源として新興ブルジョア階級(銀行・鉄道資本家が多い)が存在していたこと²⁰⁾、政界との結び付きが比較的強く下院議員を兼ねる者4人、上院議員を兼ねる者1人がいたことであった²¹⁾。

この協会が主張したのは、大学による団体的自治(autonomie corporative)享有論であり、中世の同業組合の自律性を美化し、団体的自治を要求した。また、国家に対してはそうした自治を認めるような体制(=共和体制)を要求した。この後者の要求については、当時初等教育を中心としてフランスの教育に強い影響を持っていた教権の存在を無視することができない。この勢力は、1875年には高等教育自由法(loi relative à la liberté de l'enseignement supérieur)の制定に成功し、その第2条では「25才以上の全てのフランス人及び高等教育を目的として組織された諸団体は、……高等教育の講座及び施設を設けることができる」と規定し、国家による設置権

限の独占を一時は除いている²²⁾。よって、協会にとって「帝政時代の官僚的枠を永久に破壊して教授団の中に高等研究の自由と普遍性を再建すること、あるいは創出することが問題」²³⁾であったのであるが、その「再建」、「創出」には帝政ではない世俗的な国家との協力関係が前提とされていたのである。このことは、大学においても講義、研究等について競争原理と個人的イニシアティブの発揮が図られるべきであり、国家管理からは完全に自由であるべきとする論が大学改革の多数派とはならなかったことから明らかである²⁴⁾。

ところで、こうした改革のモデルとされたのは、改革初期においては、ドイツの大学であった。旧くはクーザンによるプロイセン視察報告「2.3のドイツ国家、とりわけプロイセンにおける公教育の状態」²⁵⁾が為されており、その中で、高等教育に関しては官僚によるファкультета支配の危険性に言及している。また、1868年にはドイツ大学をモデルとする高等教育実習学校 (*Ecole Pratique des Hautes Etudes*) が設置されている²⁶⁾。エルネスト・ラヴィスもドイツ大学の調査のため派遣され、「公的精神の養成に直接に責任をもつ大学の社会的役割に感嘆」、「高度な大学は国家生活に心の底から加わるようにせねばならない」²⁷⁾等の報告が為されていた。協会の手によっては、「(ドイツの大学は)中世の団体と等しく真の団体である。それは自分自身を管理し、大学総長と評議員を持ち、彼等を指名し、教育に関する全ての問題を威厳をもって決定し、空席の講座を補充する候補者を国家元首に直接に提示し、いかなるコントロールや監督にもしぼられない。一言で言えば、それは特権的でしかも自由な団体である」(デュリュイ, A)との紹介が為されている²⁸⁾。1871年から80年代前半にかけてはドイツをはじめとして、イギリス、アメリカ、オランダ、スカンジナビア諸国、イタリア、スペイン等の諸大学の制度が研究されている。そうした中でフルディナン・ローのように「可能な限り(ドイツの)組織を模倣せよ! (“*Imitons cette organisation dans la mesure du possible!*”)²⁹⁾とさえ述べる者も出現していた。この時期、つまり1880年代前半までは、ドイツの大学に追いつき、追い越すことが大学改革の目標の中心であった。

こうした傾向に対し1880年代末からは、ドイツ大学の模倣からフランス固有の大学モデルの模索への途が探られ始めた。そこでは、フランスの古典大学について、「(中世に起源を持つ)これらの団体が自らの本質的な特権として、そして厳格に受けるべきものとして強く要求したのは管理的側面からの内的自律と研究・思想の表現の完全な自由であった」³⁰⁾とされ、さらにフランス革命期の教育思想への注目がなされ始めた³¹⁾。例えば、イズレ, J. は「革命精神に依るフランスの魂と新大学」において、ドイツの大学の優位性を認めつつも、その思想・精神は並び無きものではないとし³²⁾、ディドロ、コンドルセへの注目を要求していた³³⁾。周知の通り神学的信仰に対する「思想の自由」の祖としてのディドロは啓蒙君主エカテリーナ2世に対していくつかの政策提言をしているが、その中 (*Plan d'une université pour le gouvernement du Russie ou d'une éducation publique dans toutes les science, 1776, éd. par Assezat et Courneux, TIII, 1875*) で大学につき、国家が雇用した教師が全ての科学を教えること、教師には名誉ある特権や恩賞が与えられることが説かれていた。ここで国家は絶対的な監督者であり、大学に関する全ての問題の最終決定権を握るとされていたことには注意しておく必要がある。また、コンドルセはその「教える自由 (*liberté d'enseigner*)」の提唱で知られているが、それは極めて個人的なものであり、「教師はそれぞれ個別的に存在しなければならない」との言にみられるごとく、

教師の集団の形成には否定的であった。これには、当時の国家と個人を媒介する如何なる中間団体も認めないという思想の影響があったと考えられる。教育施設の独立の問題についてもそれを絶対的なものではないとし、それを人民の代表者によって構成される議会にのみ従属させようとした³⁴⁾。ここから教師については一般に他の固定的職との兼職は禁止されていたが、立法議会議員との兼職は可とされた。こうしたコンドルセについての言及、特に教育の自由についての言及は上院での審議でもみられた³⁵⁾。

こうしたモデルの転換において、「教える自由」の個人性の強調、科学の博物的総合を重視しつつもその組織化については消極的、国家との予定調和的關係といった傾向が強まったと考えられる。つまり教授の独立がそのまま大学自治として現出していくことになった。

以上から、フランス近代大学確立期において要求された大学自治はドイツ近代大学からの集団的自治を主内容とする学問の自由の影響を受けつつも、個人的自由を基調とする「教える自由」を基礎とした「教授の独立」を中心として構成されようとしていた。そして、以上のような大学自治の構成には次のような国家観の存在を否定できない。つまり、自治の保護者としての「中立的」な国家としての共和政国家との把握である。

4. 教授の独立の具体的内容

前節までにみてきた管理・運営に関する改革構想は次のように具体化されていった。まず、1885年7月25日付デクレによりファキュルテに法人格が付与され、各種補助金の受領権をファキュルテが持つことになった。1885年12月28日付デクレでは、ファキュルテの自治の拡大、充実を目的として、ファキュルテの諸管理・運営機関、つまりファキュルテ総評議会 (Conseil général des facultés)、ファキュルテ評議会 (Conseil de la faculté)、ファキュルテ総会 (Assemblée de la faculté)、ファキュルテ長 (doyen) 等が整備、設置され、さらに、1889年7月17日付財政法ではファキュルテの予算が創設され、ファキュルテの財政自主権が明確になった。この後1890年7月に大学についての新法案が紹介されている³⁶⁾。しかし、それは大学をどのようなファキュルテで構成するか、大学の設置のしかた等の議論に決着がつかず成立には至らなかった。この間、この案の修正案をめぐって、「大学区長の名の下に大学が侵害されないように大学区長は中世大学の総裁のごとくに位置付け、その下で自由に教授が討議するようにする」との修正案が下院で否決されるという経過や³⁷⁾大学評議会による空席教授の補充候補者リストの提出権限否定等の経過がみられた³⁸⁾。こうした成立難航との経過から実質的にこの法案成立の責任を担っていたルイ・リアルは、特別法の形ではなく1893年4月28日付財政法に入れる形で、その第71条によりファキュルテの連合体を承認させ、それに法人格を付与した³⁹⁾。同年8月9—10日付デクレでは、ファキュルテ連合体の財政自主権の中身を規定し、そして、1895年に内容を絞って再提出された大学確立の為の特別法は1896年3月5日に下院 (Chambre des députés) で、同年7月6日、7日の両日に上院 (Sénat) で審議された。下院では、大学評議会により多くの権限を与えるべきとの意見が出された⁴⁰⁾ものの全員一致で可決された。上院では、私的機関にも大学の称号を与えるべきである⁴¹⁾とか、導入される大学がドイツからの輸入物にすぎないのではないか⁴²⁾、とかの批判はあったものの賛成多数で可決された。そして、1896年7月10日付大学設置法 (loi relative à la constitution des Universités) によりファキュルテ連合体に大学の名称が付与され、

ここにフランス近代大学が法的に成立したのである。

こうした一連の法令制定によりファキュルテ、大学の管理・運営組織は以下ようになった⁴³⁾。まず、ファキュルテについてはファキュルテ長が置かれるが、それは評議会と総会がそれぞれ作成した教授2人ずつの候補者リストの中から公教育大臣が選任することとなっていた。但し、実際上は総会推薦の第1候補者を任命することとなっていた⁴⁴⁾。ファキュルテ総会は、教授、助教授、アグレジュ保有教員で構成され、主としてカリキュラムの決定を担った。ファキュルテ評議会は教授のみで構成されており、財政、空席講座の公示、候補者の提示(事実上の選任)を担った。次に、大学については学長(président)が置かれるが、それは大学区総長を兼務することとなっていた。その資格は国家博士号を持つことであり、必ずしも当該大学の構成員である必要はなかった。大学評議会(Conseil de l'université)は、学長、ファキュルテ長、各ファキュルテから選出された教授で構成され、大学の規則制定、ファキュルテ間の調整にあたった。

以上の状況については次の特徴を指摘できる。まず第1には、法令の制定順序にみられるとおり、ファキュルテの独立が先行して促進されたことであり、ここから大学の独立は実質化されにくい状況になった。これは、同輩の一教授が統括する、自治を持った総合大学という考えは未成熟であったためと考えられる。1881年当時の公教育大臣ジュール・フェリーは11項目の大学改革に関するアンケートを全ファキュルテに対して行っているが、それに対する答の中でもこうした傾向が読みとれる⁴⁵⁾。また、大学への法人格付与についても、それがファキュルテの自治を侵さないように、そして、統合された大学の存在がそのメンバーの独立を侵さないようにされている⁴⁶⁾。協会のパリの法学セクションの少数派からは、オランダとドイツでは団体的特権は一定の伝統に基づいてきたが、フランスのような強い平等主義の国では団体的特権を奪い取ることはできなかった、とし大学の独立を強調する主張もあったが、ファキュルテの教授と呼ばれるか大学の教授と呼ばれるかということは、教授の独立や威厳とは関係ないとして退けられている⁴⁷⁾。またさらに別のところでは、大学の独立はファキュルテの独立にとって有害との意見さえもみられたのである。以上のことは、個人的自由を基礎とする「教授の独立」を中心とするフランスの近代大学確立期の自治の特徴として重要である⁴⁸⁾。

第2は、学長が国家の代表たる大学区長であることは自然のことであるとの認識である。この背景には、改革を担ったもの達の共和政国家への信頼がみられ、むしろ共和主義的な国家管理は当然との認識があったと考えられる。先述したフェリーのアンケートのうち「誰が大学の学長であるべきか」、「任命方法はどうか」、「学長と評議会の関係はどうあるべきか」との問いに対し同様の認識をみてとれる⁴⁹⁾。この認識から、一般の公務員は兼職が不可能であった国会議員との兼職が教授については可能であった。事実、1871年から1893年の間に議会には19人から33人の大学人の議席があった⁵⁰⁾。こうした国家との信頼関係は、教授の任命についてもみることができる。新設講座の教授の任命については、正式には大学諮問委員会の諮問を経て公教育大臣が選任し、大統領が任命することとなっていたのであるが、実際には公教育大臣がファキュルテに諮問し、その答申を尊重していた。また、既設講座の欠員補充については、大学諮問委員会とファキュルテ評議会の双方が推薦名簿を文相に提出し、それに基づいて公教育大臣が選任することとなっていたが、通常ファキュルテ評議会推薦名簿の第1位を選任することとなっていた。これは、大学の構成員自身による新しい構成員・代表者の実際上の選出ではあるが、但し、やはり「実際

上」であって国家と大学の相互信頼を基礎としていたと考えられる。

5. むすび

フランス近代大学確立期における「教授の独立」の構成については次の2点の特徴を指摘できる。第1は、個々の教授の独立に強調点が置かれる形で構成されていることである。この背景には、大学改革モデルの転換に伴って登場したフランス革命期の思想家達、ディドロ、コンドルセらの「思想の自由」「教える自由」の影響が考えられる。このことと「学問の自由 (akademische Freiheit)」に基づく「独立」との異同が注目される。第2は、「教授の独立」が国家に対する信頼を基調とした関係に依るものであったことである。つまり「教授の独立」は国家に対するものというよりも、それ以外の団体、個人に対するものとして構成されていたのである。ここから、大学の自治は「教授の独立」の集合体として構成されるも、それ自身「独立」を侵さないように考慮されるという過程をたどった。後年こうした把握はフランス近代大学の発展に伴って、機関としての大学の行政的独立 (l'indépendance administrative des Universités) と大学人の知的独立 (l'indépendance intellectuelle des universitaires) から大学自治が構成されるという把握に変遷していくが⁵¹⁾、こうした変遷の中身については、第1には、大学の構成員としての認識がこの時期には未だ不十分であった学生、職員について、その数の増加、権利要求の主体としての登場、第2は教員層の分化、非教授教員の増加、第3は、国家の科学研究成果利用意図の増大、そのための大学への介入という国家と大学の関係の変化という3つの側面から検討していく必要がある。これを次稿の課題としたい。

註

- 1) *Journal Officiel, Débats Parlementaire, Sénat (CR) 1983* p.2878, p.2882.
- 2) PROST, Antoine, *Histoire de l'enseignement en France 1800-1967*, Paris, Armand, Colin, 1968. p. 243.
- 3) *Journal Officiel, Débats Parlementaires, Assemblée Nationale, (Q), Année 1983*, p. 2616.
- 4) *Journal Officiel, Debats Parlementaires, Sénat, (CR), Année 1983*, p. 4229.
- 5) 具体的には1986年法案では、参加の多様化を具体化するものであった教務・大学生活評議会の廃止、管理評議会の権限強化が図られ、大学運営の規定についても、1984年法第20条では大学は「スタッフ、学生、外部の人々の協力によって民主的方法で運営される」とされているのに対し、「大学は自治的である」と規定するにとどまっていた。さらに、管理評議会、学術評議会の構成も管理評議会についてはその第4条で、教授40%、非教授職教員25%、学生15%、職員5%、学外者15%とし、学術評議会については、その第5条で、教授40%、非教授職教員及び博士号を持った研究員20%、第3期課程学生10%、学外者30%と変更しようとした。教授の代表比率を非教授職教員とは切り離したうえで上げたこと、それに伴って、特に管理評議会において学生、職員の代表比率を下げたことが特徴である。(Journal Officiel, Rapport, Assemblée Nationale, N° 489, 1986.)
- 6) Cons. const. 20. janv. 1984.
- 7) Cons. const. 17. juil. 1980.
- 8) LIARD, Louis, *L'enseignement supérieur en France 1789-1893*, TII, Paris, Armand Colin, 1894. p. 84.
- 9) ファキュルテはこの場合「単科大学」とも訳すべきものだが、19世紀末の一連の改革でむしろ、「学部」となるので原語を用いた。
- 10) LIARD, L., *op. cit.* p. 276. この状況は、1877年にゼミ担当講師 (Maîtrise de conférence) が置か

れたことによるゼミナールの設置, 1883年の学生登録制の実施まで続いていく。

- 11) 但し, 神学ファкультテについては教区の司教による3人の候補者の指名があった。(Cournot, M., *Des institutions d'instruction publique en France*, Hachette et C^e, 1864, p. 273.)
- 12) LIARD, Louis, *op. cit.* pp. 241-269 さらに, ルイナポレオンの皇帝就任に伴い皇帝が任命権を把握し, 自らへの宣誓を強要したことにより, 数名の教授が辞任するという事件さえ興っている。(WEISZ, George, "le corps professoral de l'enseignement supérieur et l'idéologie de la réforme universitaire en France 1860-1885", *Revue française de sociologie* n° 18, 1977, pp. 203-205.)
- 13) WEISZ, George, "la Réforme de l'enseignement supérieur sous la troisième République 1878-1896", DROUARD, Alain, *Analyse comparative des processus de changement et des mouvements de réforme de l'enseignement supérieur française* Paris, CNRS, 1978. p. 25.
- 14) WEISZ, *op. cit.*, 1977. p. 211-214.
- 15) WEISZ, George, *The Emergence of Modern Universities in France, 1863-1914*, Princeton university press, 1983, pp. 55-56.
- 16) 1850年から1869年までの間に, 鉄道延長は1,869マイルから10,518マイルに, 石炭消費は7,225千トンから21,432千トンに, 蒸気力出力は370千馬力から1,850千馬力に, 鉄生産は406千トンから1,381千トンに, 原綿消費は59.3千トンから93.7千トンに伸びている (Landes, S., David, *The Unbound Prometheus, Technological change and industrial development in Western Europe from 1750 to the present*, Cambridge University Press, 1969., 石坂昭雄他訳『西ヨーロッパ工業史』みすず書房, 1980年, 213頁)。
- 17) WEISZ, *op. cit.*, 1978, p. 7.
- 18) cf. *Journal Officiel, Débats Parlementaires, Sénat*, 8. 7. 1896. p. 649.
- 19) PROST, Antoine, *op. cit.*, p. 229. LIARD, Louis, *op. cit.*, 1894, p. 340.
- 20) WEISZ, *op. cit.* 1983, pp. 68-69.
- 21) WEISZ, *op. cit.*, 1983. p. 65. 尚, 田原音和氏の『歴史のなかの社会学』(木鐸社, 1983年)の161頁には, 氏の作成した「高等教育協会の創設会員」の一覧表が掲載されている。
- 22) 但し, 1880年の高等教育自由法により, 実質的に学位授与が認められなくなり, 規定は形骸化した。1875年以降の状況につき詳細は BEAUSSIRE, Emile, *la liberté d'enseignement et l'université sous la troisième république*, 1884, pp. 113-119. 参照のこと。
- 23) WEISZ, *op. cit.*, 1977, p. 213.
- 24) WEISZ, *op. cit.*, 1978, pp. 26-27.
- 25) Cousin, M., V., *Rapport sur l'Etat de l'instruction publique dans quelques pays de l'Allemagne, et particulièrement en Prusse*, LEVRAULT, 1833.
- 26) 高等教育実習学校については次の箇所を参照。LIARD, Louis, *Universités et facultés*, Renouard, 1890, pp. 27-30.
- 27) NORA, Pierre, "Ernest Lavisse: son role dans la formation du sentiment national", *Revue historique*, n° 228, PUF 1962, p. 82. ラビスについては次の文献も参照。Lavisse, Ernest, *Etudes et étudiants*, Armand Colin, 1890.
- 28) Duruy, A., la liberté de l'enseignement, *Revue des deux mondes*, 1870, No. 1, p. 748.
- 29) Lot, F., *L'enseignement supérieur en France, Ce qu'il est-ce qu'il devrait être*, 1892, p. 130.
- 30) WEISZ, *op. cit.*, 1978, p. 29.
- 31) MONCHAMBERT, Sabin, *La liberté de l'enseignement*, Paris, PUF, 1983, p. 307.
- 32) IZOULET, Jean, *l'âme française et les universités nouvelles selon l'esprit de la révolution*, 1892, pp. 25-26.
- 33) *Ibid.* p. 51., p. 78.
- 34) 「全ての権力のうちで議会こそは最も腐敗することが少なく, また最も個人的利害によって左右されることも少なく, 知識を有する人間の総意を最も反映しやすいからであり, 特に議会はあらゆる変革の本質的な発生地であるので, それは知力の進歩を阻害することが最も少ないものであり, 知力の進歩がも

- たらしべき改善に反対することもまた最も少ない」(Rapport et projet de décret sur l'organisation générale de l'instruction publique, présentés à l'Assemblée nationale, au nom du Comité d'Instruction publique, les 20 et 21 avril 1792. (松島鈞訳『公教育の原理』明治図書, 1962年, 132頁)。
- 35) *Journal Officiel, Débats Parlementaires, Sénat*, 6. 7. 1896. pp. 634-635.
 - 36) WEISZ, *op. cit.*, 1983, pp. 152-154.
 - 37) AMESTOY, Georges, *Les Universités françaises*, Paris, Numero Spécial, 1968, p. 52.
 - 38) WEISZ, *op. cit.*, 1983, p. 155.
 - 39) Institut Pédagogique National, *Universités et Facultés*, le Bulletin Officiel du Ministère de l'Éducation Nationale, 1957, p. 1.
 - 40) *Journal Officiel, Débats Parlementaires, Assemblée Nationale*, 5. 3. 1896. pp. 392-393. d'Hulst の意見。
 - 41) *Journal Officiel, Débats Parlementaires, Sénat*, 7. 7. 1896. p. 656. Buffet の意見。
 - 42) *Journal Officiel, Débats Parlementaires, Sénat*, 6. 7. 1896. p. 634. Gadaud の意見。
 - 43) Institut Pedagogique National, *op. cit.*
 - 44) WEISZ, *op. cit.*, 1983, p. 146.
 - 45) *Revue internationale de l'enseignement*, n°11, 1886, pp. 2-19.
 - 46) *Revue internationale de l'enseignement* n°20, 1890, p. 182.
 - 47) WEISZ, *op. cit.*, 1977, p. 47.
 - 48) 但し、このことについては地方ファキュルテが大学に統合されるにあたって格差が拡大する、若しくは廃止に向かうという危惧があったことも見逃せない。cf. “Voeu emis par la faculté de droit de Grenoble, le 29 juillet 1890”, (CHEVALLIER, P., GROSPERRIN, B., MAILLET J., *L'enseignement français de la révolution à nos jours*, Paris, Mouton, Documents, 1971. pp. 326-327.), WEISZ, *op. cit.*, 1983, pp. 148-153.
 - 49) *Revue internationale de l'enseignement*, n° 11, 1886, pp. 2-19.
 - 50) Matei, Dogan, “les Filières de la carrière politique en France”, *Revue française de la sociologie*, VIII, 1967, p. 472. (WEISZ, *op. cit.*, 1978, p. 56.)
 - 51) GAUDEMET, P., M., “l'autonomie des universités françaises,” *Revue du droit public et de la Science politique*, janvier-fevrier, L. G. D. J., 1961, p. 25.

※本研究は昭和63年度科学研究補助金(奨励研究(A): 課題名「大衆化過程におけるフランス大学の管理・運営制度の研究」)を受けて行われたものである。